

## 第5回「ミネラルウォーターに関する税」検討会 議事録

日 時 平成18年7月10日(月) 14:00～15:30

場 所 都道府県会館401会議室

出席者 委員 11名

「ミネラルウォーターに関する税」検討会委員名簿参照  
県 総務部長、総務部次長、総務部税務課長、  
森林環境部森林整備課課長補佐

### 【議事録】

(岩崎会長)

それでは検討会を始めさせていただきますが、議事に先立ちまして、1点御了解いただきたいことがあります。それは審議中の撮影についてなんですが、これまでこの検討会におきましては、審議内容の公開につきましては議事録の公開と、それから記者の方の参加をお認めするという形で対応させていただいておりました。検討会の内容についての撮影というのは、御遠慮させていただいていたのですが、今回に限っては特別に撮影の希望がございましたということと、それから県の側からもこれを認めていただきたいという依頼がありまして、今回に限っては審議中の撮影もお認めすることになりました。そこで御了解のほうを、よろしく願いいたします。

それでは早速、審議に入らせていただきます。

本日の審議の内容は、議題にありますように「ミネラルウォーターに関する税」検討会報告書について、ということでございます。これまで第1回目から第4回目までの検討会の内容や、専門委員の先生方の御意見をもとに、私のほうで報告書の原案なるものを作成させていただきました。

それをもとに専門委員の先生方の御意見、いろいろ伺いまして、調整を取った段階で各委員の皆さんには、事前に配布いたしまして、目を通していただくということを行いました。

その後、またいろいろな御意見を踏まえまして、若干の書き直しをしたものが、本日、お配りさせていただいている資料でございます。

結論自体については、大きな違いはないのですけれども、部分的には個々の先生方の御意見を踏まえて、若干の修正を加えております。そこで、その際、概要につきましては、私のほうから、まず説明をさせていただきますが、そのあとそれぞれの御意見をいただきました先生方の御見解を述べていただく時間を取りたいと思っております。

それでは早速、報告書に関する概要を御説明させていただきます。

この検討会は「ミネラルウォーターに関する税」というテーマで、非常に幅広い見地から検討することを目的に設置されまして、昨年6月からこれまで4回の会議を開催しました。約1年経ってしまったわけですが、この間、精力的に議論をしてまい

りました。

検討会におきましては、まず課税庁側である山梨県のほうから、ミネラルウォーターに関する税の構想と山梨県の森林の現状の説明をいただき、第2回目には納税義務者側のミネラルウォーター業界の御意見・御見解を伺いました。

その辺の議論の内容を整理した部分が、1ページから2ページにかけての部分の説明になっています。非常に簡略にまとめてありますけれども、御報告いただきました個々の内容につきましては、これまで議事録の形で公開されておりますので、ここでは繰り返し書くことは控えさせていただきました。

そのあと検討会の審議内容についてというのを、2ページの4のところでも述べさせていただきました。これは、これまでのこの検討会の場で出ました意見等をまとめさせていただいた部分でございます。これまで検討会におきましては、課税庁側の見解と納税義務者側の見解を伺った上で、公平・中立などの租税原則の関係から、ミネラルウォーターに関する税というのが妥当なものかどうかということ、三つの論点に即して検討をしてみました。

それが2ページの下の方から3ページにかけて書かれてあるところです。1番目の論点は、何のために新税を導入する必要があるのかということです。その際に、特に話題になったのは、水の採取ということと、森林の整備ということに直接的な関係があるのかどうかということでありました。この点につきまして、我々は必ずしも専門家ばかりでないということから、外部から委員をお招きして、専門的な見地を伺ったということでもあります。

2番目の論点は、山梨県の地下資源である地下水を利用するという観点からいけば、いろいろな利用方法があり得て、これまで山梨県では工業用の利用、飲料用の利用、様々にその利用がなされてきた。その中でミネラルウォーター業界だけに新たな税をかけるというのが原案でございましたから、その新しい税金をかける以上は、そのミネラルウォーター業界の他の業界とは異なる、何らかの特別な受益があるということは必要でありますし、山梨県はその特別な受益があるということを根拠に新税を導入しようとしたわけですから、本当にそのような特別な受益があるといえるかどうかというのを検討したというのが2番目の論点でございます。

3番目の論点は、それに続きまして、特別な受益があるといっても、飲料用の利用という点では、ミネラルウォーター以外の飲料用の利用もあるわけですから、他のお茶であるとか、ジュースであるとか、日本酒であるとか、様々な水の利用とは別に、ミネラルウォーター業界だけに課税することが課税の公平の観点から問題はないのかどうかという、3番目の論点というのをここで挙げて検討したわけです。

このそれぞれの三つの論点ごとに、それぞれ時間をかけて検討をしてみました。検討項目の第1としまして、森林の整備と良質な地下水との関連があるかどうかということにつきましては、これは森林水文学が御専門の東京農業大学、太田猛彦教授を外務委員としてお招きいたしまして、森林の水源かん養機能などについての御説明をいただき、これに対し、委員から質問をしていただきました。

いろいろな論点は、その場で検討をいたしました。地下水、深層地下水をも含めて、地下水と森林整備との関係に一定の関連はある、これは確かではあるけれども、では、山が整備されれば必ずその地下水が溜まるかとか、直接の因果関係があるかという、それは一概に山だけの関係ではなくて、その山の土壌がどうであるかとか、あるいは地下の地質のことがどうであるかとか、様々な要因が絡んで良質な地下水というのが醸成されるのであって、森林の整備というのは、その一つの要因ではあるけれども、それがすべてではないんだというような御説明をいただいたわけです。

続きまして、検討項目の2番目としまして、特別の受益がミネラルウォーター業界にあるかどうかという点でございます。この点につきましては、報告書の3ページのところにまとめておきましたように、水そのものを商品とする他の利用の仕方とミネラルウォーター業界は違うんだという意見や、採水地の自然環境の良さを商品のイメージとして利用しているのは、ミネラルウォーター業界だけだから、これは特別な状況にあるとか、あるいはミネラルウォーターの価格が水道料金の水の値段に比べて、著しく高いというような点から、特別の受益があるのではないかというような御主張があったわけです。

確かに、山梨の良質な地下水を用いていることを、商品価値として利用しているという側面はあるわけで、ミネラルウォーター業界は他の地下水利用者とは異なる状況にあるということは確かなんですが、これが新たな課税の根拠となるような特別の受益であるというためには、この水を利用することによって、担税力の増加分があるんだということを測定できなければおかしいであろうと。それがあれば当然、課税というのもあるだろうということがいえるので、そこでこういう特別な受益というものが、果たして本当に測定できるかどうか。測定できたというふうに山梨県が証明できているかどうかということが、一つの論点になるということから検討をいたしました。

山梨県としては、様々な統計資料を試みて、いろいろな利益の証明をしていただいたわけですが、しかし依然として通常の受益と特別の受益を判別できるような、客観的な証拠といえるかという、そうまでは至っていないのではないかとというのが、大方の意見でありましたし、また一般に公表されている統計資料では、通常ミネラルウォーター製造業という区別が設けられていないということが御説明にありましたから、こういったことからミネラルウォーター業界と他の業界との受益の違いを、客観的に示すデータというのは、実はないのではないかとこのように考えられる。

こういうことから、特別の受益という点では十分な証明がなされていないのではないかとというのが、大方の御意見だったと思いますけれども、この点につきましては、専門委員の中からは地下水資源の保全に対する森林整備に充てる税をつくるというのであるならば、水の価値に着目した税をつくるのではなくて、地下水の使用量・採取量に着目した課税方法というのが、検討されるべきであろうという御意見があり、これは青木先生の御意見ですし、いやいやそうではなくて、やはりミネラルウォーター業界から県内の良質な地下水、それ自体を使って商品価値として宣伝をして売っているのだから、当然ここには何らかの特別な価値といえるものがあるのではないかと

いう御意見もありました。これは小幡先生の御意見で、いろいろな考え方があったわけなので、これはここで特に書き示すということにいたしまして、あとでまたそれぞれの先生方から、また御見解を述べていただこうと思っております。

続きまして、最後の検討項目3に移りますが、これは公平性の問題であります。公平性の問題につきましては、ここに書きましたように、県民や他の産業も生活用水や工業用水として地下水を利用していることや、ミネラルウォーター業界を含む飲料業界より多くの地下水を採取している他の業界というのがあると。そういったことを考えると、ミネラルウォーター業界だけが、県民や他の産業とは別に新たな税金をかけられるというのは変で、すべての地下水を利用している人たちは、やはり山梨の地下水から利益を受けているといえるのではないかと。

結果として最後の のところですが、ミネラルウォーターを生産する目的のみに限って、地下水を採取する行為に課税することは、あまりにも納税義務者を特定かつ少数の者に限定し過ぎていて、公平の観点から見ると問題が大きいのではないかとということが、大方の意見ではなかったかというように思われます。

以上が「ミネラルウォーターに関する税」という、山梨県側の提案に対しての御意見だったわけですが、検討会を進めている過程においては、山梨県の提案されている税以外の費用負担方法というのものもあるではないかという御意見がありまして、その意見、非常に貴重なものでしたので、これを続けてまとめてみました。

三つの考え方が提案されていまして、ミネラルウォーター税ではなくて、他の法定外新税というのを考えたらどうかという考え方と、他の地方公共団体で最近、導入されている県民税の超過課税という方法で、広く浅く山梨県全体に負担を求めるという方法はどうかという方法と、それから租税というのではなくて、ほかの任意の協力金というような方法、この三つの方法が検討会の場で御提案されました。

それぞれの提案内容について、ここで整理し、まとめることにいたしました。

5ページのところから、それぞれの提案の趣旨を整理させていただきました。まず1番目のところは、ミネラルウォーターに関する税という、山梨県が御提案になっている税以外の新たな法定外税というのにはあり得るかという観点でありました。

これは1番目の のところに、まずその前提が書かれていますが、地下水資源や森林の保全を目的とした税をつくるというのであるならば、何もミネラルウォーターに関する税だけが唯一の方法ではない。すなわち地下水を採取する目的や用途にかかわらず、地下水を採取する者を広く課税対象として、地下水の使用量・採取量に応じて課税をする方法を取るということをするならば、たくさん水を取った人は、たくさんその負担をしなければいけないということであって、公平性の点はクリアできるのではないかとこのようなことが提案されました。

また、特定の事業者が地域の共有財産・資源ともいえる地下水を大量に採取し、地域外へ移出することによって利益を上げているという事実に着目するならば、共有財産を事業として県外に移出・販売していることに対して、移出税という方法、課税の方法を取ることによって課税をするということも考えられる。

こういう場合は、何も目的税である必要はなくて、県の一般財源になる普通税というふうに考えることができるであろうと、こういう意見が青木委員から出されましたし、植松委員もこのような考え方を御提案なさっておられました。

ここで、この意見をまとめさせていただきまして、後ほど御意見があれば、もう少し補充していただきますが、こういう別の新たな税を取るというのは、確かに一つの方法であろうと思うわけですが、この方法を取るという場合であっても、やはり納税義務者が特定のものにだけに限定されるというのは、公平の観点から見てふさわしくないわけですから、そうならないようにするというのは必要でありましょうし、また移出税という形で、県外に財を移動するときに新たな税金をかけるということになると、その負担があまりにも重いことになって、その物の値段に大きな影響を与えるということになるとするならば、それは物流にかなりの影響を与える恐れがある。

そうすると、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるような場合には、総務省の同意が得られない恐れが出てくるので、そうならないような配慮が必要だということで、仮に別の新税を導入するというのは、もっともあり得る方法であります。その場合においても、やはりいくつかクリアしなければいけない論点はあるというふうに付け加えさせていただきました。

次の2番目の方法は、他の地方公共団体で導入されている県民税の超過課税の方法というものであります。これは水の使用に対する課税というのではなくて、森林の保護という観点から、新たに県民に広く浅く負担を求めるという方法であるということ。最近よく導入されているわけですが、この方法は別に水源環境税と、水にこだわったものではなくて、山の整備である。山の整備ということに議論の中心があるならば、それは県民が、我々の森だから、我々がその森を守るんだという観点から構成されなければいけないということで、水源環境税のような名前ではなくて、森林環境税というような名前にして、課税すべきものであって、水の使用量に応じて税金を取るというような方法とは異なってくるはずだということから、今、山梨県が構想している内容の新税とは、かなり違ったものになるはずだという、そういう御提案がございました。

この点は青木先生からの御意見をいただきましたので、後ほどこれにつきましても補充をしていただければ有り難いというように思っております。

最後の点が、税以外の費用負担の方法ということでございます。

この点につきましては、ミネラルウォーター業界のほうから、それぞれの御提案の中で、あるいは御意見の中で触れられてきたことを取り上げたものでありますけれども、確かにミネラルウォーター業界は良質な山梨県の地下資源を商品として販売しているという、そういう立場にあることは確かであって、業界としても良質な水源が維持されるということは、必要なことであるということから、何らかの応分の負担というのは考えられるんだということをおっしゃっておられましたので、そういう方法も税という強制的な方法でない費用負担のあり方としてあり得ようということで、3番目の方法としてまとめて書きました。

以上がこれまで、この検討会の場に出てきた様々な検討結果を整理し、私と事務局との間で議事録を精査いたしまして、まとめ、かつ、それぞれの委員の先生方の御意見をお聞きして補充した内容でございます。

最後に、これらの検討を通じて、結果どういうふう考えたかというまとめを、次のようにさせていただきました。

これは6ページから7ページにかけての部分ですが、最後の検討結果ですので、この部分は全部、字句を読ませていただきます。

地方分権を推進するためには、自主財源の確保が必要であり、そのような中、山梨県が地域特性に応じた地方税の一つとして、地下資源としての水に着目した新税を構想することは理解できるし、また山梨の地下資源から特別の受益を得ている者に、新たな租税負担を求めるということも、論理的には可能であると考えられる。

しかし、ミネラルウォーター業界だけに課税する「ミネラルウォーターに関する税」については、納税者の最低限の理解が得られないような税は導入すべきではないという近代法の考え方や、あるいは広く浅く課税するのが公平であるという税の理念、さらには公平・中立な税の原則というような観点ということを考えてときに、「ミネラルウォーターに関する税」については、あまりに納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎているということがあるということと、その次の2番目に、ミネラルウォーター業界の受益が、他の業界の地下水利用からの受益よりも、特別に大きいという根拠を客観的に示す証拠が十分示されたとはいえないという、そういう2点の問題点から、積極的に評価することは難しく、より慎重な対応をしていくことが望ましい。

現在の地下資源に関する課税の状況も踏まえて、地下資源に対する課税はいかにあるべきかという観点から、地下水に対する課税について考えると、地下水を採取する目的や用途にかかわらず、使用量・採取量に応じて課税することが公平な方法ではあるけれども、その場合、税率の設定や納税義務者の範囲等の税の設計について、もっと幅広い議論が必要である。

また、地下水資源の保全や森林整備を進めるにあたっては、県民共有の財産・資源を県民が等しく費用を負担することによって、県民自らが守っていくという意識の醸成を図ることが極めて重要であるから、他県で導入が進んでいる県民税の超過負担についても、すぐにそれを導入したらいいというようなことをいうのは、これはいかにも議論が先走り過ぎていて、もっと深い検討をする必要がある。

特に、この点につきましては、最初、山梨県のほうからはアンケートの結果報告というのがあって、県民の多くの方は山を守るためだったら、多少の税金を負担してもよいという結果が出ているという御報告があったわけですが、この検討会の場で山梨県から選出されてきておられる委員の方に個別にお話を伺うと、いや、必ずしもそうではない。やはり具体的に県民にいくらの負担を求めるといようなことを、もし具体的にするのであれば、もっと十分な宣伝が必要であるといようなことが、この検討会の場でおっしゃられておりましたので、この方法については、もっと県民の間に議論が深まることを期待したいということにさせていただきました。

ただ、最後にミネラルウォーター業界も山梨県の豊かな地下水資源や森林から受益を得ているということは明らかであることや、ミネラルウォーター業界がその保全に要する費用に対して応分の負担をするということについては、必ずしも否定的ではなかったということから、税という強制力を伴う手法ではなくて、ミネラルウォーター業界が協力金のような形で応分の負担をしていくということは、今後、県との間の協議によってはあり得るのではないかとというまとめ方とさせていただきました。

以上で私と事務局のほうで取りまとめました、これまでの検討会の内容の報告であります。

先ほど私からの概要報告のときに、様々な専門委員の先生からの御意見を伺ったというふうにお話しましたので、あとは個々の先生方に補充をしていただければ有り難いと思います。

この席順はあいうえお順に並んでいまして、そこで甚だ恐縮ですけれども、青木先生のほうから、青木先生の御意見について、若干の補充をいただければ有り難いと思います。

(青木委員)

まず補充ということなんですけれども、これはまだ案でございますよね。

是非私は一部削除をお願いしたいのですが、5ページのところで私が提案したということをおっしゃっていただいて、確かにそのとおりではあるんですけれども、5ページの と書いてございますところにも が二つ付いております。

その下のところで、いわゆる移出税の話私を私が御提案申し上げたわけで、審議の過程でも何人かの先生から御支持いただいたかなという御意見があったと思いますので出させていただきますんですけれども、そのこのところで、最後のところで、ただし書きが付いておりまして、この場合ですね、いわゆる移出税の場合に納税義務者が特定少数の者に限定され過ぎないように配慮と言っちゃいますと、逆にこれ一般的な消費税に近づいていってしましまして、あり得ない話なんだろうと思うんですね。

この場合は、特定の者を何らかの理由で特定をした上で、それを移出して儲けを上げることに対して、負担をお願いするというわけですから、この部分、この1行というんですか、半分ですね、少なくとも。流通を阻害しないようにというのは、それはもう広い意味ではおっしゃるとおりだと思いますけれども、この場合、納税義務者はあんまり狭めないで広げてしましますと、今度は逆に普通の消費税みたいな、逆に流通に迷惑をかけることになりますので、ちょっとこれは税の理屈からいうとおかしいなということを思います。

ですので、私としては是非削除していただかないと、ちょっとOKできないかなと思っております。

それで、全体として申しますと、今回の報告書、実は多少違和感がありまして、全体として地方自治体側に厳しい条件、課税をする上でかなり厳密にハードルをつくって、これを超えないと課税はできないというような印象を実は持ちました。

私としては、山梨県は山梨県として考えなければいけないとしても、この山梨県のものは、今もテレビカメラが回っておりますけれども、全国に報道されて、全国の影響がありますので、今回の報告書が全国的な地方自治、あるいは自主的な課税の芽を摘むようなことがあってはいけないなというように考えております。

是非、いろいろな発想、いろいろな構想を全国でしていただきたいと思っているわけで、その点から今度の税を評価いたしますと、私は水、あるいはミネラルウォーターに関する税は三つのタイプに分けられると思っております。

1番目が、これは中身は別としまして、山梨県から御提案のあったミネラルウォーター税、あるいは移出税といったように、特定なものに理由があるから税金をかける。

もう一つが、水の水源を守るといふ、水の使用量に応じて課税を行うと。

3番目が広く県民一般に、水ではなくて森の利益のために拠出をしてくださいと、負担してくださいと、この三つがあって、それぞれ目的が異なるのですけれども、山梨県の最初の案というのは、どうもこの目的と税の形がずれてしまっていて、ミネラルウォーターに着目した税金なんですけれども、急にそれが山だとか、自然の保護の説明になってしまって、なかなかどう整理をつけていいのか、恐らく関係者、県民の方も分かりにくかったのかなと思うんですね。

ですから、もう報告書ということですので、今さら言ってもしょうがないのですけれども、報告書のところで必ずしもそのあたりがきれいに整理できたとも言えない部分もあると、私は思っておりますので、もちろんこの部分で先ほど会長からも御説明ありましたように、水の税金と森林の税は違うんですよと。さらに移出税というのもあるんですよという形で、一応、枠分けをしていただいたのですけれども、是非この報告書を全国で読む方は、このあたりを区別していただきたいなと。

逆にいいますと、今回なかなかこう厳しい判定が出たというのは、今、私のほうで申し上げたように、税の形態と目的と理由の説明と、これはもう全部なんかバラバラになって、何がなんだかよく分からなくなっていたことが、一つ非常に大きいのかなというように思っております。

補足としては以上になります。

(岩崎会長)

御意見に対する回答は後ほどということで、まず最初に専門委員の先生方の御意見を伺いたいと思いますので、続きまして小幡先生、お願いします。

(小幡委員)

事務局とそれから会長の岩崎先生が大変御苦労なさって、この報告書をまとめてくださったことと存じます。ただ、私は個人的には青木先生のおっしゃったのと同じような印象を持っておりまして、多少違和感がございまして、やはり大勢として、こういう報告書になったのでしょうから、やむを得ないと思います。ですから、本日は、細かい点を指摘するのにとどめたいと思いますが、ただその前に、ちょっと大枠とし

て申し上げておきたいのは、この報告書の位置付けですが、私はどのような税が最も適切かというのは、最終的には山梨県の御判断、県民の御判断で選択されるのがよろしいと思います。

私どもは、これまで検討会を開いてきて、その中でいろいろな検討を行ってきましたが、この中にも入っておりますように、ミネラルウォーター税というの、税として成り立ち得ると思っております。それは、この報告書でもそういうふうに書いていただいているかと思えます。ただ本当に県民がどういう税を選択されるかというのは、これは多分に政策判断でございまして、例えば全体の税の徴収額として、どのぐらい確保できるかとか、課税負担がある業者に重くなりすぎないかとか、様々な政策的な判断の上で一つ選択されればよろしいと思います。この報告書はいろいろ検討しましたということで、一応お出しするということで、あとはどのような税を選択されるかというのは、本当に県民の方が決めていただくという、そういうように県の事務局のほうでも受け取っていただきたいと思えます。

私は地方分権という観点から、山梨県あるいは山梨県民の方が自らの特性に応じた税を立ち上げようという意欲というのは、高く評価すべきではないかと思っております。

ミネラルウォーター税が成り立つということについてですが、やはりここにも書いてございますように、山梨県はミネラルウォーターの日本一の生産量があって、ミネラルウォーターというのは、良質な山梨の地下水というのを商品に活かし、それ自体で売っているという商品の特性を持っていること。それで、この豊かな水資源を守っているのは、まさに山梨県、県民なのですが、その商品は他県の方によって多く購入されているという現状がございまして。山梨県の方がどのような県民感情を持って、この事実を受け止めて、水源を守る森林についてどのような負担を自分たちがすべきか。あるいはミネラルウォーター業界が負担すべきと県民が考えるか、それはまさに県民の方の御判断だと思えます。

その上で、この検討会の報告書の最終的な提案について考えますと、ここの検討会というのは、やはりミネラルウォーター業界の方が委員として入っておられまして、ミネラルウォーター業界の委員の方は、ミネラルウォーター税には、業界の方は強く反対のお立場を当初から一貫して取られていました。ここの検討会の委員構成がこうなっていますから、何か、最終的な結論ということになりますと、大勢としてやはり慎重な立場ということにならざるを得ないのではないかという感じが私としてはいたします。ただ、学識経験者として、私は山梨県民ではございませんので、まさにそういう中立的な立場からいけば、ミネラルウォーター税自身としては、税として十分成り立ち得るし、本当にそこは県民が決めていけばよいと思えます。

それで、細かな点だけ、どうしても気になることを2点、さらに付け加えさせていただければと思うのですが、価値が定量的でないといけないと、4ページのところなのですが。是非お願いしたいのは、その2行目、4ページの2行目のところの、「どれほどの価値の増加があるかを定量的に」という、「定量的に」という部分は、これ

は様々な場合があって、必ずしも論理的、必然的に定量ということにならないと思いますので、「どのような価値の増加があるかを評価して」ということで、別に構わないのではないかと思います。

それ以降は、別にこのままで構いませんので、あえてここで税というものを、どうやって選択するかというところで、必ず定量的な説明がつかなければいけないというようにする必要はないと思いますので、論理的にはですね。定量的にという言葉、削除していただければ良いと思います。

それから、これはちょっと難しいかもしれませんが、検討結果の一番最後でございますが、この協力金というところなのですが、このミネラルウォーター税についての検討会で、税としてどうかということで我々が検討してきたのですから、こういう自主的な任意のものをやるということを書くと、検討会のニュアンスとしてやったほうがよいというようにもし聞こえるとすれば、やはりこれは良くないような気がいたします。これは自主的に業界がなさることで、今までなさってきているかどうか分かりませんが、いずれにしてもこの検討会でこういうふうに書いてしまいますと、何か協力金を出さなければいけないように聞こえるので、そういうことをこの税の検討会の報告書に書くのは、いかがかという気がいたします。

ですから、できればこの一番最後のところは、無いほうがよろしいのではないかと思います。

(岩崎会長)

それでは中里先生、全体的な立場で御意見いただければと思いますが。

(中里委員)

私はこの報告書について、基本的にこのままでよろしいじゃないかというように思っております。

まず感想ですけれども、ミネラルウォーター税を導入しようと考えてらした県が、業界の方を2人もお招きして、正面から反対の議論を好きなようにというか、自由に発言させて、特に会長もそれを封ずることがなかったというところに、山梨県の見識が表れているのではないかとこのように思っています。

やっぱり税金というのは、払うほうからすれば嫌々なものですから、納税者にできる限り意見を表明する機会を設けるとい、そのスタンスを山梨県がこの委員会で貫いたということが、山梨県の見識だったのではないのでしょうか。

また、業界の方も、その中で反対は反対としても、リーズナブルな理論的な反対をなされたのではないかとこのように思っています。

森林のかん養については、日本全体で住民税の均等割という方向が、大体これに落ち着きつつあるということですから、法的あるいは理論的に、それもいいのかどうかは分かりませんが、大体、日本全体そういう方向になっていくということ踏まえた上で、この報告書はできていると思いますので。かといって、ミネラルウォーター

一税を100%否定しているわけでもありませんから、理論的にはこういう報告書はよろしいのではないかというように思いました。

小幡先生が一番最後のところ、協力金ということについて、御発言なさいましたけれども、県民感情として自分の県の水を持っていかれるばかりでは、ちょっとなという県の気持ちもあるでしょうし、それから業界の方もこれは自主的にお支払いになってもよろしいという意見だったんじゃないかと思しますので、業界の方がそういうふうにおっしゃるのであれば、そういう言い方として残すということは、いろいろなバランスを考えても、書き方はあると思いますが、よろしいんじゃないかというふうに思いました。

だから、住民税の均等割プラスこの協力金のような形で、うまく納税者の代表も含めた上での議論の結果として方向性が示せれば、理論的な詰めは詰めとして、ちゃんとできていますので、妥当な結論という方向になったんじゃないかと、そういうふうに思っております。以上です。

(岩崎会長)

様々な御意見がございまして、もちろんこれを最終的に絶対修正しないなどというふうには、私思っておりませんから、御意見の後、全体のバランスでうまく調整できるものは調整して、特に先ほど削除してくれと言われた部分については、削除しても私は別に構わないと。全体に根本的にこう変わってしまうというようなことではなくて、可能だというように思っていますので、その辺は考慮させていただきます。

専門委員の先生方の御意見はいただきましたけれども、これから他の委員の先生方にお1人ずつ御意見いただきたいと思っております。

植松委員、あいうえお順で恐縮なんですけれども、まず最初にお願いできますでしょうか。

(植松委員)

率直に申し上げて、検討の経過ならびに過程など十分に意が尽くされた報告書案だと、私は受け止めました。

ただ、青木先生と小幡先生がおっしゃられたことは、ここへ来て読んでみて初めて、ああなるほど、そうかなというように思いましたので、私もできればこの二つのことはなくても、意味は通ずるのでないかなという感想を持っていますけれども、それはより専門的に詳しい方々にお任せしたいと思っております。

全体としては、もう意が尽くされた報告書だと、こんな感想を持っております。

(岩崎会長)

続きまして、大橋先生よろしく申し上げます。

(大橋委員)

岩崎会長と事務局が報告書をまとめていただいて、私も基本的にはこの報告書に賛成をしたいと思っております。

1点、前提状況のところ、山梨県の森林と地下資源についての、森林の現状についての認識を、もう少しきちんとしたほうがいいのではないかというのが私の意見です。といいますのは、平成17年の3月の研究会の最終報告のところにも書いてあるんですが、まず山梨県の森林面積の現状で、森林法は森林を国有林と民有林に分けてございまして、民有林の中に県有林が入っているわけですね。ですから山梨県の場合、非常に特殊な県有林が多い県で、ですからこの表現だと、もちろん間違いではないんですが、こちらの17年3月の1ページには、本県の森林面積のうち46%が県有林で、53%が民有林、1%が国有林であるということをいってございまして、そういうことをきちんといった上で、山梨県の県有林が46%を占めて、非常に県有林の率が高いと。

したがって、県の、例えばミネラルウォーター税の配分についても、県が2分の1をとって県有林をやって、2分の1を市町村、当該関連市町村にその2分1を配分するというふうなことをいっていますので、もう少しその点については、分かりやすい表現があったほうがいいのかなと思っています。

それと2番目の、その山梨県の森林は林業の不振や林業労働省の減少・高齢化などの進行によって、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進んでいると。私は県の言いたいことは分かるし、山梨県の人もよく分かると思うのですが、全国的な関心事であるということであれば、この点についてもはっきりさせておいたほうがいいわけで、恐らく事務局の方はこういうふうになると大変嫌がるんだろうと思いますけれども、「民有林を中心に森林が荒廃している」だけではなくて、「民有林の中の県有林も含めて」とか「県有林と県有林を除く民有林」に荒廃が進んでいるんだろうと、私は思っております。

山梨県有林は3年ほど前に持続的な森林経営をしていると、FSCという森林管理協議会からも認定を受けて、非常に立派な森林だという認定を受けているんですが、本当に現状そうなのかという。だとすれば、先ほどのミネラルウォーターの2分の1なんていないんじゃないかということになってしまいますので、あえて私は民有林を中心にといわないで、県内の森林の管理水準の悪化・荒廃が進んでいるというような形のほうが、僕も山梨県の役員をやった経験から、県がその自分が自分の悪口を言うことは、あまりしなかった経験があるから分かる、言わんとすることは分かるんですが、ここの辺をきちんとしておかないと、前提条件が、こういう県内のすべての森林が、国有林は知りませんが、すべての森林が一応、管理水準が低い、悪いと。

したがって、その財源をいろいろな方策で、森林の管理水準を良くしていくための財源を求めたいという中で、ミネラルウォーター税も出てきたわけですし、我々検討委員会の中では他県のような、その県民税の上乗せだとか、あるいは協力金制度であ

るとか、基金を設けての協力金だとか、協賛金だとかということの提案を、私は、既存の緑化基金なんかには、ミネラルウォーターを含めて、その地下水なり山梨県の景観を、森林を含めた景観を、何とか利益を感じている業界に求めて、山梨県の資源をより良くしていくための財源を受けるといふことですから、この表現についても、現状は現状として、我々は県の人間ではないわけですから、検討会としての見解としては、山梨県内のすべてといわないにしても、民有林を中心としていくということは、県有林も入っているのかもしれませんが、きちんと山梨県の県有林も含めた森林全体が、やっぱり危機的な状況にあるんだという点をやっぱり言っておいたほうがいいのではないかと考えております。

ミネラルウォーター税について、どうしても業界の人たちが反対しているというのであれば、私はあえてそういう、これは県民が決めることなんですけれども、あえてそこまでしなくてもいいという立場から、前回くらいに、現在、山梨県が持っている緑化基金等々に協賛金みたいなものを出したらいいんじゃないかという提案をしたところです。以上です。

(岩崎会長)

それでは長田委員、お願いします。

(長田委員)

山の中で生活している者として、3ページに地下水と森林についてのことが書かれておまして、おおむねそれで私もいいかなというように思います。ただ、途中のところに、森林整備をすることが地下水、良質な地下水を育むということでもありますけれども、それももちろんでございますが、地表面の土壌の改良といいますが、そういう形で見ますと、今私どもが心掛けている森林整備というのは、その部分にかなりウェイトがあるというように思っております。

特に間伐だとか、そういうものの仕事の内容によっては、ここの部分が改良されるというように思っております。

それから山梨県は上流域に位置しております、どこの集落でも。大きい都市の方々はダムから取られる水で、大体、水道ができていと思うんですが、それ以外のところについては沢の水、それからその沢が押し流してきた土壌、土がありますけれども、そういう土石流みたいなものがたまって三角州みたいなところから湧き出る水、そういうものを使うというケースがあり、山梨県の場合はそれが多いいと思います。私のところでも簡易水道と称する水道が相当な量あります。3万人近い上野原市の中でも、その3分の2ぐらいは、その沢の水、もしくは湧き水というようなものを、水道のもとにしております。

一つ、皆さんに御理解いただきたいと思っているのは、1流域、例えば上流に50haぐらいの山林がありまして、そこから出てくる水を40戸ぐらいの集落と50戸ぐらいの集落と2カ所で水を採って、水道として使っていたんです。上下で使っていま

して、上のほうの集落の人たちが今まで取っていた導入している管を、生活の様式が変わってきましたんで、量をちょっと多くした。そうしたところ、下のほうへ流れていく水が無くなってきた。

そこで上下の集落が何によらず、ギクシャクしてきたと、こういうことが今、ところどころで起きてきております。これは行政も一番今、頭の痛いところなんですけれども、大きい水道でまとめて全体で飲むような形を今つくりつつあるんですが、まだまだそこまで言わない部分のところの人たちは、そういうことが考えられます。

ですから私は一つの契機、この一つの契機として地下水、それから上流、その沢の水、そのものの水の価値といえますか、そういうものをどのように管理していくかということについて、今回いいきっかけになるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、これを一つ県民の皆さんにも、広く承知をしていただいて、森林整備などに御理解いただければ、私ども山の中で住んでいる者としては、1番有り難いなど、そんなふうに考えております。

(岩崎会長)

続きまして、山本委員お願いできますか。

(山本委員)

私は、この報告書は検討委員の皆さんの個々の意見を取り入れて、多方面に配慮された、一読したところグレーに終わったかとも見えましたけれども、大変慎重で、報告書自体は苦労された経過があり、いい報告書だと思いました。

ただ、やはり今になって、はっと思ったんですが、この会の性格は青木委員がおっしゃいましたように、全国的にも地方自治体の独自財源をどうするかという例の、非常に注目される例だというふうに今分かりまして、そのときに私も自分が臨んだときは、ミネラルウォーター税の検討会ということで、すんなり実のところ、ミネラルウォーターさん側というか、メーカーさん側がこれほどに最後まで執拗にといいますか、抵抗なさるとは思わなくて、ハードルはそんなに高くないものですから、3回ぐらいで終わるかと思っていたんですけれども、難しかったのはやはりそのハードルとなりましたのが、この通常の受益、例えば4ページにございます通常の受益とか特別の受益の違いが判断できるか、客観的な根拠にまで至ってないですとか、水文学の見地からとか、大変いろいろな方面から学ばせてはいただきましたけれども、私はそういうハードルができてきて、そしてこのようなある意味、グレーのような形で終わるとは思っておらなかったのです。

ただ、私、最後のところで、ミネラルウォーター業界が協力金のような形で、応分の負担をすることを考えられるというように結んでいただいたことは、良いと思っております。私、県民としましては、7ページのまとめにございますように、県民税の超過課税についても、県民の間で議論が深まることを期待したいとの一文は出てきた

ことは確かですから、この文書は入っても当然だとは思いますが、当初、発足したこのミネラルウォーター税を検討する会の当初に、このような超過課税についてのことも出てきて、それがプラスされて終わりというふうには想定をしておりませんでした。

ある意味、非常にメーカーさんの抵抗が強かったために、今度は県民にそのとばかりといいますか、そういうことが出てきたんだなというふうに感想をもっております。

(岩崎会長)

それでは、早川委員、続きましてお願いいたします。

(早川委員)

まず、山梨県にとって、この森と水は地域の最大の資源であると私は考えています。県民の皆さんもそう考えていると思います。この森と水の将来について、かなり不安視していることも事実だろうと思います。

今回の検討の中でも、そういうことがいくつか出てきているわけですが、この水と森という資源を商品として県外に移出をして、それを業としているという企業があるわけですから、この企業がそれなりの負担をしていくということは、企業存続の上からも当然のことであって、これは別に改めて、ここで税がどうのこうの言う前に、保全をしていくということは、企業にとって非常に重要なことであるというように考えておられるんだろうと思います。これがまず1点です。

それから、長期的に見れば、それを保全していくということが地域の価値を上げることにもなるし、企業の価値を上げることにもなるし、商品価値を上げることにもつながっていくんだろうということです。決して企業にとって、マイナスになることではないと思っています。

今回のこの検討結果の報告書を読ませていただいたが、山がもう荒れているんですよ。早くやらないと駄目なんです。放置すれば、今後、大きな負担を強いられることにつながってくるというふうに考えます。これは国土保全という面から見てもそう考えます。それで、早急に安定的な財源を確保することを、まず考えなければいけないと思いました。

それともう一つは、この中でも、下流域の県、ここでいうと東京、神奈川、静岡ということになるわけですが、このことについても触れられていますが、県民税の超過課税を賦課することも、山を守っていく上からは必要であればやむを得ないと思いますけれども、下流域との連携をどうするかということ、もっと真剣に考えなければいけない。これはある面では、県境という行政の線があるために、それができないんですね。

この前、神奈川の税収は神奈川で使うということが原則であると。県境を越えるものは国税で負担すべきものであるというお話を伺いましたけれども、それはあくまで

も県境という行政の線が入っているからだけの話であって、流域管理ということを考えなければいけないときに来ているんじゃないかというように思っております。その点をもう少し明確に表現をしていただければと思います。

それから、これは本検討会で検討すべきことではないと思いますけれども、こういう問題が出てくるのは、地下水は誰のものかということが明確でないということですね。ですから、水基本法なるものを検討していくきっかけにさせていただきたいと思えます。以上です。

(岩崎会長)

それでは、今度は業界ですけれども、田口委員のほうから御意見をいただければと思います。

(田口委員)

平成14年の12月に県税務課より中間報告という形で、ミネラルウォーター税に対する中間報告が出まして、それ以降、3年間、我々県側と文書で、それから公開討論会等を実施してまいりました。それについては、いろいろ県のホームページなどに出ているとおりでございます。

やはりその中で、先ほど青木先生からのお話がありましたけれども、当初のスタンスから、大分その内容が変わってきている。最終報告に至っては、県税といていたのが、半分、税が担当の市町村に分かれてくるという形で、私どもも県が指向している目的税というのは、議論の中でやはりちょっとよく分かりにくい状況であったことは事実であります。

その中におきまして、我々いろいろ言いたいことだとか、何かを真摯に受け止めていただいたというのは、私どもこの4年間を見まして、大変私どもとしては有り難いことであったなというふうに思っております。これは、やはりこの森林環境、それから森林水源かん養ということが、やはり私どもミネラルウォーター業界だけではなくて、先ほど皆さんいろいろおっしゃってございましたように、やはり山梨県、県民のやはり森林であり水であるわけです。

それを、やはりミネラルウォーター業界だけにやって、それが本当に森林を守ることになるのかどうかということが、私、地元山梨県ミネラルウォーター協議会の会長といたしまして、それをずっと思っております。

なお、この1年間にわたりまして専門委員、この委員会でありますけれども、やはりこれも森林保全と水源かん養について、様々な点から有意義な検討会であったというふうに私も思っております。

是非、県はこの報告書の趣旨に沿いまして、再度検討いたしていただき総合的な施策をまとめていただきたいなというふうに思っております。私どもミネラルウォーター業界も微力ではありますが、協力をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

(岩崎会長)

白旗委員のほうから御意見を。

(白旗委員)

まず、中里先生もおっしゃっていましたが、この検討会が設けられて、我々業界側から2人も参加させていただいて、我々の主張を広く委員の皆さま方、それからマスコミさん等を通じて県民の皆さんに、お知らせすることができた。こういう機会を与えていただいたことについて、大変感謝をしているところでございます。

それから、この報告書案についてですが、全体ということで申し上げますと、私もこれは今までの4回、今日も含めてですけれども、5回の検討委員の皆さまの意見をよく反映しているものだなというように思っております。また、妥当な報告書じゃないかなというように思っております。

専門委員の方々、それから有識者委員の方々が今ここでそれぞれ御意見を述べられました。この検討会は議事録という形で県のホームページに残るということでございますので、そういう意味で少し申し上げておきたいことがございます。

まず、先ほどから委員の何人かの皆さまがおっしゃってございましたけれども、我々ミネラルウォーター業界が応分の負担をするということですが、これはまとめて書けば、ここに書いてある報告書のとおりなんですけれども、実は我々はずっと主張してきておまして、思い出していただければ大変有り難いのですが、我々が山梨県の森林から恩恵を受けているのは確かであります。しかし、我々は県民全体、産業界全体と同様に山梨県の森林から恩恵を受けておりますという前提がございます。

ですから、全体で森林を守っていくという大きな枠組みができていくという前提で、その中でこういうふうな構想ができているのであれば、我々も他の県民、他の産業界同様に、微力ながら応分の負担をさせていただきますということでございますので、あえて申し上げて、そして議事録に残していただければと思います。

それから、委員の先生方の意見で二、三ちょっと反論といいますか、このままではちょっと我々が承知してしまったというようなことになりかねませんので、申し上げておきたいことがございます。

小幡先生がおっしゃっていたミネラルウォーター税は、税として成立し得るというふうにおっしゃいましたが、これは、私は成立はし得ないというように思っております。なぜならば、この報告書の中にもありますように、税の理論といいますか、私あまり詳しくことはよく分かりませんが、論理からしてミネラル税が正しいんだろうかと。山梨県は山梨県で独自の判断で、県民、県の判断でこういうものをやったらいいというようなことも、先生はおっしゃっていたかに覚えておりますけれども、その前に法律的にどうなのかということ、まずきっちりと精査するべきではないかというように思います。

それからもう一つ、この検討会は検討会として、あとはどういうふうにするのかは

県民、県の判断のほうでというふうなことも、おっしゃったように記憶していますが、そうであるならば、この検討会は何のためにあったのかというようなことが、ちょっと頭の中をよぎりました。この検討会とは関係がないかもしれませんが、山本知事はこの検討会の結論を尊重するというふうにおっしゃっておられます。山本知事がおっしゃっているということは、イコールと言い切るわけにもいきませんでしょうけれども、山梨県民がそういうふうにいるということと、同じではないかと思しますので、是非この検討会の答申案を尊重して、今後の施策につなげていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ大橋先生がさっきおっしゃっていた、県有林と民有林の話をされていたんですけれども、県の我々への課税の主張は、ミネラル業界は県の、県有林への施策のお陰で受益を受けているのではないかと、そこから県有林に対する施策から特別な受益を受けているのではないかと、おっしゃっておられました。ですから、やっぱり県有林ということが、この問題では大事になってくるのか、もちろん民有林が荒廃しているということは、私も分かっておりますけれども、そのように思います。

もう一つ、県側は県有林は荒廃していないというように断言しておられます。そのこともありますので、民有林が荒廃しているのに、その費用を云々というような御議論はちょっと、私分かりますけれども、このミネラルウォーター税に関する検討会ということではちょっとおかしいのかなというふうには思います。

それから、細かい話で恐縮ですけれども、山本委員がどうも県民へのとばかりだというふうなお話をなさいましたが、これはとばかりと言いたいのは我々のほうでございます。この一言だけ申し上げておきます。

それから、早川委員が前からずっとおっしゃっていましたが、最後にまた水は誰のものかというお考えから、いろいろとお話なさっているというように私は想像しているんですけれども、水はその県の最大の資源である。資源を県外に移出して、利益を得ているからというふうなお話を再三されておるのですが、これも過去の先生のお話、今日のお話も承っておりますと、天然資源というものの、天然資源に関する課税というものが、例えば鉱区税ですか、鉱産税だとか、入湯税もちょっとあるのか分かりませんが、そんなようなものがありますけれども、そういうもの、天然資源を県外に移出しているということで、というように私はちょっと聞こえてまいります。鉱区税・鉱産税なんか皆さんご承知のように、資源を取ってそれを県外に移出していることに着目して課税しているわけではございません。鉱山が開設されて、そこで事業を展開されれば、もろもろの行政サービスと申しますか、行政経費と申しますか、例えば農地の陥没もするだろうだとか、道路・橋梁の損傷があるだとか、そのようなことがあって、行政的なサービス・経費がかかるという、そういうことに着目して、鉱区税・鉱産税というものが出来上がっているというように私は思っておりますので、ですからこの場合の水をというものからは、鉱産税・鉱区税とか、こういう天然資源というものについて、必ずしも一緒の論議はできないのではなからうか

なというように思っておる次第でございます。以上でございます。

(岩崎会長)

議論をすると、皆さんそれぞれ御主張がありまして、なかなかうまくは一致しない。それはそうでありまして、ただ報告書というのは、皆さん立場の違う中でどこまで一致点を見出すかというのが大切なことであろうというように思っております。

今回つくりました報告書案は、県の方の御協力をいただいたんですが、かなりの部分、私の文書も入ってまして、そこで書いたのですが、それはどこまで一致するかというところを、きちぎちと詰めていったときの決着点だったんですね。それ以上にどうしても議論が収まらないということがございましたら、それぞれの方が御論文書いていただくか、あるいはマスコミ等で御意見を発表していただいて、さらに御意見を出していただく。

ただ、ここでまとめたことは、嘘は書いていません。皆さんのおっしゃったことで、一致した部分でうまくまとめたということで、御理解いただければ有り難いと思います。

その中で、修正したほうがいいというように御意見いただいた部分で、1ページの森林の現状の記述が足りないという点おっしゃいました。これは、記述しようと思えば、資料は県のほうで山ほどいっぱいあって、それはホームページにいっぱい書いてあるのですが、今回は税のことを中心に書くということから、最小限のものにさせていただいたから、短くなりすぎたんですが、これをもうちょっと最終案の段階では、既に公表されている資料を使って、山梨県の現状はどうであるかというのは必要な範囲で少し書き加えるということにさせていただこうと思っています。

(大橋委員)

現状についてですね、白簾委員もちょっと言ったんですが、県有林は問題はないというふうに、どこでどうに言ったか分かりませんが、平成17年の3月の報告書を読むと、ミネラルウォーター税の用途として、県有林の水源かん養事業に使うと書いていますから、完璧でないにしても問題はあるんだろうと思うんですね。

ですから、の2番目の山梨県の森林は「民有林を中心に」というところを切ってもらえば、山梨県の森林が民有林も県有林も、民有林の中に県有林が含まれているんですけども、民有林を中心にとすると、じゃあ国有林のことをいっているのかと、普通の人には思っちゃうので、ですからこれを取ってしまえば、山梨県内の森林がやっぱり管理水準の悪化・荒廃が進んでいるということで、私はそれで構わないと思ったんですけども。

(岩崎会長)

これは山梨県で既に策定してあります、山梨県の現状という資料を、もう一度私のほうで確認させていただいて、それで記述を精査させていただくことにいたします。

それから3ページのところの森林の整備と良質な地下水の関係の記述のところなんですが、長田委員でしたか、もう少しその地表面の整備の重要性を書き込んでほしいという御主張がございましたので、この辺はそのように書き加えるようにさせていただきます。

それから4ページの2行目のところの、価値の増加があるか定量的に評価してという、「定量的に」という言葉、これは削除させていただきます。それがなくても、ここで後半部分に、結論に大きな影響は出るわけではなく、ここは議論をまとめている部分ですので、これはおっしゃるとおり削除させていただきます。

5ページのミネラルウォーターに関する税以外の法定外税のところの2番目のところ、青木先生御指摘の部分で、ただし書きから下の「この方法を取る場合であっても、納税義務者が特定少数の者に限定され過ぎないような配慮や、」というところの部分の2行は、これは削除させていただきます。

この趣旨は、ミネラルウォーター業界だけではなくて、例えば飲料水業界全体であるとか、あるいは工業用水含めた地下水であるとか、もう少し、ある程度、広めの業界を取るという方法はあり得るのではないかとということ想定していたんですが、そういうことを細かくごちゃごちゃいうと、話が複雑になりますし、このミネラルウォーターに関する税の検討以外のところに飛び火していきますから、ここは削除させていただきたいというように思います。

それから、最後の協力金を書き込むかどうかということで、これは小幡先生から御意見をいただいて、私も率直に悩んだんです。これは税に関する結果報告をすればいいのであって、それ以外のことをこうすればいいなんていうこと、我々委員会として委任を受けているわけではないから、余計なことをいうべきではない。というのは、私自身も思っていたところなのですが、とはいうものの、今の御意見を伺った中でも、山梨県からの委員の方はやっぱりこういう何らかの負担というのは必要なんだという御意見を強くお持ちで、実際これまでの議事録を見ても、いろいろな場面でそういう御発言が出てくるものですから、ここを書き込んだんですね。これは検討させていただきたいが。

(小幡委員)

先ほど、白旗委員がミネラル業界は...とおっしゃいましたが、この検討会5回やりましたけれども、毎回、先ほどの御発言のような形で、業界の方が常に反対の立場で終始されていたというのが、この検討会の実態であったような気がいたします。

報告書の最後の部分についても、必ずしも業界はそう思っていらっしゃらないようで、つまりミネラルウォーター業界としても協力金を支出するにしても、その枠組みがきちんとできていないと困るとか、その前提について今いろいろおっしゃったような気がしたのですが、そうなるとう報告書の中でミネラルウォーター業界がこうだというように書くというのは、いかがかと思えます。

ですから、例えばなお書きでこの検討会の委員としてのメンバーでいらっしゃるお

二人が、こういう提案をなされたとか、そういうことであればよろしいと思うのですが、どうしても強制しているように、やはり聞こえるので。

(岩崎会長)

強制するつもりはなかったんですが、そう読み取られると困りますので、ちょっとこれ私のほうで修文させていただきます。

何かこの検討会が、これが一番最後に来ていますから、これが結論だというふうに思われぬような書き方で、もうちょっとほかのところに持っていくとか、あるいは表現をこんなに長たらしく書かないとかですね、ちょっと工夫をさせていただきませんか。

(小幡委員)

はい。

(岩崎会長)

たくさんの御意見をいただきまして、今お話したような点は修正させていただきますが、方向性自体は御了解いただけたものというように認識したのですけれども、結論の方向自体はこれでよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(岩崎会長)

それでは、修文の仕方自体は、私のほうでもう1回工夫しまして、出来上がったものは委員の先生方全員のところに、また配布いたします。ということで、どう書くかのほうについては、私に一任していただけますと、有り難いですが、お願いできますでしょうか。

(委員全員)

はい。

(岩崎会長)

では、私のほうでもう一度検討をさせていただきます。

それでは、議事としては以上で終わりなのですが、事務局のほうからもし何かありましたら。

(山梨県税務課長)

検討会の報告書の件でございますけれども、県への報告につきましては、誠に勝手

で恐縮でございますけれども、会長にお願いしたいと思います。

それから報告の時期につきましては、できるだけ早くと事務局としては考えておりますけれども、日程等細部につきましては、追って会長と御相談したいと思います。

よろしくお願いいたします。

(岩崎会長)

報告書の提出手続きについて、今、事務局から御提案があったんですが、皆さんの知らないうちに勝手にするという事は一切いたしませんので、もう一度報告書を精査して、修正したものを委員の皆さん方にお送りして、御了解を取った上で、そのあとどのように報告するかにつきましては、知事の日程調整とかいろいろなものがあるでしょうから、この点につきましては、私のほうにお任せいただくということで、御了解いただけますでしょうか。

(委員全員)

はい。

(岩崎会長)

ありがとうございます。

それではそのように報告書の提出については、進めてさせていただきます。

議事としましては、本日予定したものは終わりました。

この検討会では、取り上げる事項が様々あって、見解がいろいろ対立していて、最初のうちはうまくまとまるかどうか、よく分からなかったのですが、おかげさまで何とか報告書の形までこぎつけました。

私のほうから皆さまに心よりお礼を申し上げたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

それから、この報告書の内容なんですが、先ほど御指摘ありましたように、この報告書はあくまでも山梨県の提案にかかるミネラルウォーターに関する税というものについて、検討会がどのような判断をしたかということについての報告書であって、それは他の県に、あるいは地方自治に悪影響が出ないような、そのような配慮というのは、十分にさせていただきたいというように思います。

結論としましては、実は提案者の県側にとって、あまり嬉しい内容ではないと。厳しい内容だったという御意見がありまして、その点はそのとおりなんですけど、そうであるにもかかわらず、県の事務局の皆さんは、この報告書をつくるために非常に献身的な努力をしてくださいました。

私が会長を務めるときにも、県側の見解をそのまま是認にするような内容の報告書にしなければいけないのかどうか、いろいろ聞いたんですが、いやいやそんなことはない。客観的に第三者的な立場で議論をして、それでより広く一般的に妥当するような報告書をつくっていただければよいという、非常に寛大な御依頼を受けて、それ

で了解して始めましたし、検討を始めると何しろ委員の中に納税義務者として想定される方が入っているわけですから、当然そんな第三者的、客観的な議論なんかできるわけではない状況なんですけれども、それにもかかわらず事務局の方々は、その議論を公正な形で整理してくださって、これまでホームページのほうにすべて言われた内容どおりの形で公表してくださっていました。これも事務局としては、非常に献身的に協力してくださった成果だと思います。

そういう意味で、私会長としては、結論として、山梨県にとってはもう少し考えてください、考え直してくださいという結論になったことについては、やむを得ない、これは議論の結果であるというように思っているんですが、これまでの御協力については、心よりお礼申し上げたいと思います。

どうも、御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、私からのあいさつというふうにさせていただきます。

事務局のほうにマイクをお返しします。

(事務局)

岩崎会長、ありがとうございました。

また、委員の皆さまには熱心な御審議、誠にありがとうございました。

今回、最終回ということでございますので、閉会にあたりまして、山梨県総務部長の芦澤からごあいさつ申し上げます。

(山梨県総務部長)

総務部長の芦澤でございます。

昨年の6月に、この検討会を立ち上げさせていただきまして、私もこれまで5回、ほとんど出席させていただきまして、先生方の熱心な御論議をお聞かせいただきました。

私どもが提案申し上げました、ミネラルウォーター税そのものについての議論、それからそれ以外の税の方法はないのか、あるいは税以外の方法はないのかというようなことで、本日もまた議論を熱心にしていただきまして、本当にありがとうございました。

それから会長、また中里先生からもお話がございました、この会の進め方につきましても、御評価をいただきまして、本当に感謝申し上げる次第でございます。

先ほど会長におまとめいただきましたように、これから修文をしていただきまして、最終的に報告ということで、知事のほうに今後いただくことになると思います。私どもといたしましては、先生方、今日まで議論を重ねていただきまして、報告書の内容を十分参考にいたしまして、県としての方向性を出していきたいと思っております。

先生方のこれまでの御尽力に、重ねて感謝申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、検討会を終了させていただきます。

以 上